

第五十一回国会 農林水産委員会 議 録 第四十四号

昭和四十一年六月二日(木曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 中川 俊思君

理事 大石 武一君

理事 田口長治郎君

理事 本名 武君

理事 東海林 稔君

池田 清志君

金子 岩三君

坂村 吉正君

田邊 國男君

綱島 正興君

丹羽 兵助君

野呂 恭一君

森田重次郎君

兒玉 末男君

松浦 定義君

湯山 勇君

林 百郎君

農林政務次官 飯谷 忠男君

農林事務官 小林 誠一君

(園芸局長)

委員外の出席者

専門 員 松任谷 健太郎君

六月二日

委員西宮弘君辞任につき、その補欠として久保

田鶴松君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保田鶴松君辞任につき、その補欠として

西宮弘君が議長の名で委員に選任された。

六月一日

昭和四十一年産たねの基準価格引上げに關す

第一類第八号

農林水産委員会議録第四十四号

昭和四十一年六月二日

る諸願外二件(森田重次郎君紹介)(第五一四二号)

同外一件(竹内繁一君紹介)(第五二二四号)

同(中馬辰猪君紹介)(第五二二五号)

同(床次徳三君紹介)(第五二二六号)

同(二階堂進君紹介)(第五二二七号)

同(床次徳三君紹介)(第五二二七号)

同(池田清志君紹介)(第五二八四号)

低毒性有機燐製剤の価格引下げに關する諸願

(松平忠久君紹介)(第五二七三三号)

農産物価格安定法の一部改正に關する諸願(池

田清志君紹介)(第五二八三三三号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

野菜生産出荷安定法案(内閣提出第一三二一)

○中川委員長 これより會議を開きます。

野菜生産出荷安定法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許可

いたします。館林三喜男君。

○館林委員 お許しいただきまして、ただいま上

程されております野菜生産出荷安定法案につきま

して、御質問申し上げたいと思ひます。

ただ、内輪のこととございまして、この

質問につきましまして、昨日夕方突然に理事さんか

ら質問するようにとの御指示をいただきましたの

で、これから申し上げます質問も、全く一夜づけ

の内容でございまして、まことに御粗末でござい

ますけれども、ただ御答弁のはうはぜひひとつ完

べきなものを願ひたいと思ひます。ま

た、かようなことを申し上げてはどうかと思ひま

すけれども、昨年の七月まで農林省にお世話に

なつた者として、その当時、すでに野菜生産出荷

についてのいろいろの施策が行なわれておる最中

に關係した者として、私自身が質問するのは、た

いへんおこがましいような気がいたしますが、だ

からといって、万事賛成だけの質問もできません

し、とにかく問題になつてゐるところにつきまし

ては、私の意見を率直に申し上げたいと思ひます

から、この点御了承いただきたいと思ひます。

さて、昭和四十一年の国内における経済的な最

大の問題は、今日当面しております不況をどう

して克服するかということ、と同時に、物価の安

定をはかること、この二つに歸することは申すま

でもないことだらうと思ひます。しこうして、不

況克服の問題は、四十一年の追加予算、補正予算、

あるいはまた四十一年の新予算に十分に盛り込

れておりました、その予算の執行とともに、着々不況

克服は成功いたしまして、漸次景気は好転して

成したとはいへませんが、一応不況対策は完

了したといへるわけでありまして、したがいま

して、今日当面の問題は、不況対策の問題より

も、すべての重点は、物価対策に移つたというこ

とは申すまでもないこととあります。しこうし

て、物価対策の問題は、昭和三十七年ごろから、

政府といたしましても相当重点的にやつておい

てまいりましたけれども、なかなかこれは成功して

いません。やはり物価問題そのものが、経済の全

体の集中的な顕現でありますし、個々の対策をど

うきめてみても、なかなかかきめ手というものは

ない。また単に現象的な問題じゃなくて、経済的構

造的な問題にも相当入つておるわけでございます

から、物価対策そのものを完へきに実行すること

は、私は非常にむずかしいと思ひます。しかし、

今日唯一の残された問題でございますから、どう

してもこれは成功させなくちゃならない。さよう

な立場から今日まで物価対策のいろいろな施策が

講じられてきておるわけでございまして、ことに

中小企業とかあるいは個人サービスの合理化を

進める、また公共料金の抑制をできるだけやると

か、あるいは今日日本の経済界の一番の問題であ

ります流通機構の整備、合理化をはかるとか、独

占禁止法を運用して、価格形成の場において自由

競争の原理を最大限に導入するというような政

策、そんなものがどんどんとられておるわけで

ございまして。もちろん、そんな政策が非常に重要

だということは当然でございますけれども、し

かし、今日、物価対策の立場から一番大事なきめ

手は何かというと、食糧に対する物価政策だろ

うと思ひます。昭和四十一年の対前年度の物価の上昇

の寄与率から考えますと、食糧が全体の六十一

となつてゐる。すなわち、物価対策のうちで、食糧に

關する政策が成功いたしましたならば、物価政策

の六割は成功したことになるわけなんです。た

くさんの物価政策の中で、食糧に關する政策が成

功するというのが、それほどまでに大きな重点

を持つてゐるわけなんです。しこうして、食糧全体の上

昇の寄与率が六十一のうちで、当面問題になつて

おります野菜につきましましては、一四の寄与率が

あります。そういったと、もしも幸ひにして、野

菜に対する消費者物価政策が成功いたしました

と、物価政策のうちの一割五分近いものが成功する

ということが言えるわけなんです。そんな意味で、私

は、当面提出されております野菜の生産出荷安

定法案を完へきに実行されるかどうかということ

は、非常に政治的に大きな意味があるだらうと思

ひます。

現在、率直に申しまして、よく解散の時期はい

つだらうと言われる。それは結局不況対策、物価

対策を成功させた時期だらうということ、常識

的に言われておるわけです。それほどまでに庶民

の感覚として物価に対する考え方は非常に強い。

ことに主婦とか婦人の食糧あるいは野菜の価格に

対する感覚というものは、非常に鋭敏になっており、そんな意味から申しまして、やはり政治の今後の情勢から考えましても、どうしても政府としては、物価対策の中の食糧、特に野菜対策につきましても、ぜひとも成功させなくてはならないという感じがいたすわけでありました。

さうな立場から、大臣がおいでになりました。それから、飯谷さんにお伺いしたいと思っておりますけれども、農林省としては、食糧に関する物価対策という大きな責任を持っておるわけでありまして、特にその中の野菜について大きな責任を持っておいでになりますか、この野菜に対する物価対策についての認識と申しますか、あるいはまた決意と申しますか、その決意のほどにつきまして、ひとつ政務次官の御意見を承りたいと思っております。

○飯谷政務委員 御説の点、館林先生と全く同感であります。今日の物価問題の一番の重点は、何と申しても生鮮食料品でありまして、なかんずく野菜の価格の変動ということが物価の面に大きく影響しておることは、お説のとおりでありまして、この問題に何らかの解決をいたしたいというのが、今度の野菜生産出荷安定法案を提出いたしました大きな理由であることは御承知のとおりであります。したがって、今日の野菜の状態を見ましても、御承知のように、野菜生産というものは、きわめて零細農家が多いということ、天候に支配されるということ、あるいはまた貯蔵性に乏しいというところ、そういう面から野菜の価格が非常に変動が激しいということは、これは周知の事実でありまして、その価格を安定せしめるということと、同時に重点を置くことが、生産者対策にもなり、あるいはまた消費者物価対策にもなること、これは当然であります。そういう意味において指定産地を設けて、生産、出荷の安定をはかつていこう、こういうのが本法案のねらいでありまして、せっかく本法案が成立をいたしますならば、法案の趣旨に基づきまして、全力をあげて生産の安定と、さらに物価の安定に努力をいたしてまい

りたい、かように存じておるわけでありました。

○館林委員 野菜に対する物価対策についての農林省の決意のほどを承りましたが、ぜひひとつ、いま申し上げましたように、政治的にも経済的にも、非常に大きな意義と重要性を持っておるわけでございますから、いまお話のような考え方で、ひとつこれから進めていただきたいと思っております。

それで、いま申し上げました物価対策でございますが、物価対策を推進する場合に、一つの目標というものが、基本的な方向というものをどこに置くべきかというところは、非常に大きな問題だと思っております。野菜は安ければ安いほどいい。ただならぬお望ましいというところは言えるだろうと思つた。野菜生産者の立場、農家の立場から申しますと、幾らでも高かったら高いほどいいということが言えるだろうと思つた。したがって、物価対策という立場から野菜を考えますと、一面、野菜が安ければ安いほど成功だ。したがって、安ければ安いほどその基本方向として望ましいのだということが一応言えるような気がする。しかし、私は、それは非常に近視眼的な見方で、やはり長期的な見方で物価対策の基本方向をきめなくちゃいけないという感じがいたすのです。ことに野菜の場合には、天候に非常に左右され、季節に左右され、それだから、あるときは非常に価格が高い。激激と、たまたま、価格が高いことに刺戟されて、周囲の野菜作の農家が増産をする。増産すれば、直ちにそれが価格の暴落を招く。それで暴落を招けば、生産量が減りますから、直ちにそれが暴騰する。すなわち、減産と暴騰と増産と暴落というのを絶えず周期的、周期的に非常に正確に繰り返しておるというのが、今日の実情だと思つた。したがって、やはりそんな立場から考えますと、野菜については、ことに安ければ安いほどいいという立場だつたら、やはり一時は安くないし、生産者が生産意欲がなくなつてくる。そうすると、作付面積が減つてくる。そうすると暴騰するということだから、結局、長い

目で見ると、野菜に対する物価対策の目的を達することはできない。したがって、安ければ安いほどいいというものが野菜についての物価対策の基本方向であるべきじゃなく、やはり野菜というものはある程度長期にわたつて安定するということが、私は野菜対策の基本だと思つた。しこうして、この安定するというところは、横ばいの状態というのか、それも望ましいと思つた。しかし、やはり経済が高度成長ではなくて、安定成長いたしまして、たとえば経済成長率が五％か四％になる、それに比べて、野菜の物価もやはり一年に二％か三％くらい徐々に高まっていく、それがむしろ生産を刺激し、経済活動を活発にするという方向でいいのじゃないか。それだから、私は、野菜に対する物価対策の基本的方向は、安ければ安いほどいいというところは絶対反対である。また、できましては、横ばいの水準よりもや二％か三％程度ずつと上がっていくと、生産も刺激する、経済成長に応じて購買力を増すというかつこうが、私は一番望ましいような気がする。したがって、ちやうど提案されております野菜の基本法の第一条の目的の中にも、「野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定」ということを書いてあるのは、そんな意味だろうと思つたのです。

したがって、私がお伺いしたいことは、いま申し上げましたように、とにかく野菜に関する物価対策のいわばめどと申しますか、水準というものをどの程度に置くか。あるいは農林省としては、もろ消費者の立場から見ると、安ければ安いほどいいとお考えになるのか。あるいは生産者を保護するたてまえから、高ければ高いほどいいと思われるか。じゃなかったら、私申しますように、徐々に少しずつ上がりながらの安定的な方向に水準をきめるといふほうに進むことを基本方向とされるのか。そのあたりにつきまして、飯谷次官の御意見を承りたいと思つた。

○飯谷政務委員 よく、この法案は生産者のための法案か、消費者のための法案かということが、いろいろ甚だしく議論をいたされておるようであ

りますけれども、結論的には、両方に利益をもたらさなければならぬというのが法の趣旨であります。安ければ安いほどいい、そういう観点に立つてこの法案を進めていく、助成をしていくということは、私は適当でないと思つた。やはり生産者のいわゆる経済を安定せしめるという観点に立つて、しかもその価格を安定して、消費者にも影響を与えるということにならなくちゃならぬ。影響を与えないかと思つた。そういう意味において、集団指定産地を設けて、これにいろいろな近代的な助成を与え協力をし、そしてそれに基づいてまず生産を安定させる、そして出荷態勢を整えて、いわゆる生産、出荷というものを近代的に安定して進めていくことによって、初めて消費者対策になるのだ、こういう考え方でも私は進めていかなくちゃならぬと思つた。それから、その眼界をどこに置くかということになりますと、これは非常にむずかしい問題かと思つた。野菜の価格に激しいというところ、生産者にも消費者にも大きな悪影響を及ぼしているということは間違いないわけであつて、まず価格を安定せしめ、生産者の経済も安定せしめ、消費者物価も安定せしめていくという形において進めていかなくちゃならぬ。したがって、かように考えております。

○館林委員 最近非常に全般的な物価の値上がりから、ことに消費者の側から申しますと、すべての生産物というものが下がれば下がるほどいい。したがって、物価対策というものは、下げるというところにまず重点が置かれておるような感じがいたしますけれども、私がいま申し上げましたように、また飯谷次官がお答えになりましたように、農産物を下げるだけが私は万端の物価対策じゃないと思つた。ぜひそんな意味でこれからの野菜に対する政策を進めていただくことをくれぐれもお願ひするわけでありました。

それで、今日までの野菜に対する対策の経過を考えてみますと、申すまでもなく、昭和三十五年ぐらまでは、物価というものは、ほとんど消費

者物価は安定してきておる。卸売り物価はなおお
らのことをごさいます。それが三十五年を契機と
して、日本の高度成長政策の段階から急速に物価
が上昇して、ことに消費者物価が上昇してきてい
る。それで、野菜の場合にも、三十七年から考え
ますと、三十五年を一〇〇とすると、三十七年
はすでに一五〇になっている。五割も上がっている
わけなんです。それで、農林省としての対策とし
ては、私の聞るところによりますと、各府県には
青果物の価格安定事業を奨励する、行なわせる。
あるいは農林省としては、野菜の指定産地制度の
実施とか、あるいは野菜の価格が暴落する場合
格補給金制度というようなものを行なわれてい
て、たとえば三十七年にはタマネギ、それから三
十八年にはカンランというようなものについて、
補給金制度を実施されてきたわけなんです。それ
は私の一応の感じ、知識ですが、園芸局長にお伺
いしたいのでございすけれども、それだけにか
く三十五年から急速な勢いで野菜の値上がり
があった。それについて、いま申し上げましたよ
うなことの政策を行なわれてきたについて、園芸局
長としての立場から、いままでの政策というもの
をかいつまずんで、重点的に御説明をいたしたい
と思ひます。

○小林(誠)政府委員 先ほどお話がございました
とおり、三十五年から非常に野菜価格が上がって
おります。この野菜の価格は、消費者の小売り物
価の段階におきましても、卸売り物価の段階にお
きましても、農家の庭先価格の段階におきましても、
大体三十五年に比べて約二倍近くまで上
がっております。この点につきましては、非常に
野菜作というものは労働の投下量が多い。しかも
なお、流通機構においても相当手間がかかるとい
うような問題がございまして、労賃の上昇という
傾向が各段階において行なわれたのが、その原因
でないかと思われるわけでございます。

したがって、数年来この野菜の対策とい
たしまして、価格安定制度、カンランあるいはタ
マネギというものにつきましての価格補てんを中心

とした安定制度というものを一つ実施して
おったのでございす。これにつきましては、従
来は試験実施ということで実施いたしてはいた
ございす。今この法改正を契機といたし
まして、それを法律に基づきます資金協会とい
うものにこれを統合いたしまして、これにつきま
してさらに本格的に取り組んでいきたいというふう
に考えているわけでございます。したがって、ま
して、本年度からさらに、先ほど申しましたカン
ラン、タマネギのほか、京浜市場向け白菜につ
いても、その対象をいたしたいというふうに考
えているわけでございます。

それから、先ほどお話のございました指定産地
制度でございますが、これにつきましては、すで
に昭和四十年年度までに百九十八産地の指定を行
なっております。その対象をいたしてありますの
は、カンラン、白菜、トマト、キュウリの四種類
についてでございますが、さらに本年度から大
根、タマネギの二品目を加えて六品目にいた
しますと同時に、本年度末までに指定産地につ
きましては、三百十の指定産地を指定いたしたい
というふうに考えておるわけでございます。ただ、
従来はその指定産地の制度はございましたけれども、
これに關します助成措置というものは非常に
微々たるものでございまして、一指定産地当たり
補助額におきまして、約三十万円のモデル的
な機械施設の補助というものを行なうただけで
ございす。そういう意味におきまして、やはり先
ほどから申し上げましたように、労働生産性を高
めて、農家の所得を減らすに、しかもあまり価
格を上げずに生産が行なわれるためには、やはり
土地の生産性を高めるということ、野菜につ
きましては非常に気象的な影響が大きいのですか
ら、たとえば干ばつでございますとか、あるいは
病虫害というものによって年々の作物も非常に
動いたします。それを全部防止するということは
できないわけでございますけれども、できる限
りそういうものを防止するということにおきま
して、その指定産地におきまして土地盤整備であ

ますとか、あるいは生産関係のものでござい
ますとか、そういうものの施設について補助を行
ないたいということで、都道府県知事が立てます
出荷近代化計画というものをに基づきまして助成
を行なう、いろいろそういうことをやりたいと考
えておるわけでございます。それらを総合いた
しまして生産、出荷というものの安定をはかるこ
とが、野菜価格の安定あるいは農家所得の安定を
はかるために一番重要なことだというふうに考
えて、いま鋭意それを検討し、進めようとして
おる段階でございます。

○館林委員 三十七年から今日法律案を提出され
るまでの農林省の施策につきましては、いろいろ
承りましたが、さような施策にもかかわらず、三
十五年を一〇〇といたしますと、三十七年は一五
〇、三十八年は一六六、四十年には実に一九六ま
でも野菜が高騰しておるわけでございます。そう
いたしますと、いま局長がお話になりましたよ
うな政策そのものがほとんど効果がなかったの
じゃないかと、失礼ながら考えざるを得ないの
です。もちろん、もしもさような政策をやらざりし
ならばもっと上がったであろうということは言
えるだろうと思ふのです。しかし、そんな政策を
やりましたにもかかわらず、わずか五年の間に
二倍に上がったということから考えますと、
やはりこれから先打って出されることの対策と
いうものは、単にいままでの通牒による政策を法
律に変えたというだけじゃなくて、いままでの成
否にかんがみまして、そこに何か新しい新機軸と
いうものが当然出てこなければならぬという気
がするのです。そういたしますと、従来の政策と新
しく法律案の内容に盛られているところから比較
いたしますと、私が大急ぎで勉強したところによ
りますと、たとえば農林大臣が必要見通しをつけ
る、これは新しい政策ですね。それから生産者補
給金の対策、これはいままで白菜とタマネギにつ
いて二つの団体でやった、これを一つにする、こ
れは一步前進ですが、画期的な改革だということ

は考えられない。そういったしますと、大臣の需要
見通しというものが新しいのと、それから生産出
荷近代化計画を立てるということ、この二つが私
は一番大きな改革点だろうと思ふのです。それ以
外は、たとえば消費地域にいたしても四地
域、品目にいたしても六品目ということにな
ってくると、そういった改革ではないじゃな
いか。一方においてはほとんど野菜は上がって
おるといふことから考えますと、あとでこまかく承
りますけれども、従来の計画で必ずしも成功しな
かったのに、ただ法律に変わっただけであつて、ど
こに新味があるかということについては、私は率
直に申しまして、相当疑いを持っておるわけなん
です。それで局長のほうで、新しく画期的な意義
があるというものがありましたならば、率直にお
知らせ願ひたい。

○小林(誠)政府委員 回答いたします。
この法律に盛りられております内容につきま
して、従来からの施策とあまり新味がないのでは
ないかというお話でございますが、先ほどお話ござ
いました生産出荷近代化計画につきましては、従来
は、指定産地というものが、これは指定というこ
とと、先ほど申しましたような国からの少額な
助成を行なうということだけが行なわれておった
わけでありまして、今度の法律によりまして、
知事が指定産地につきまして生産出荷近代化計画
というのを立てまして、それに基づきます事業に
つきまして、土地盤整備については農地局に計
上してございすものを優先的に使、それから
生産、出荷の共同施設につきましては三分の一
の助成を行なうということで、しかもその規模も、
一指定産地当たり、将来のものもトータルいた
しますと、千三百万あるいは千五百万にはなるの
ではないかと思ひますが、そのような助成を行な
いまして、その生産を安定させるというところに
本格的に取り組んだわけでございます。

もう一つは、価格安定事業でございますが、こ
れは任意財団法人によって行なわれておったわけ
であります。これをこの法律に基づく法人とい

うことにいたしますと同時に、野菜指定産地というものと価格安定事業というものが、従来はタマネギにつきましてもそれが結びついておらなかったわけでありまして、それを結びつけるという点におきまして、指定産地制度及びその近代化計画、それに結びつきます助成、それからまた、価格が暴落いたしましたときの価格の補てん事業というものを総合的に結びつけていくということにおきまして、従来実験的にやっておりました事業を本格実施をするという点につきまして、従来と大いに違つておる点があるというふうに考へておる次第でございます。

○館林委員 従来の通牒というが、そんなものでやつておつたものを法律に変えた場合に、私はあつても質問いたしたいと思うのですが、生産出荷近代化計画というものは、非常に大きな意義を持つておるだろうと思う。ただ、いまおつしやいました安定資金協会の問題は、これは民法上の法人を法律上の法人に変えたというだけで、私はそうたいした成果はないだろうと思う。むしろ、少し角度を変えて、こんな点が欠けておるのではないかと一、二点申し上げたいと思う。

第一は、流通過程の問題です。この法律は、もちろん生産及び出荷に関する法律でありまして、流通過程あるいは小売り過程についての問題は何か触れてない。しかし、私は、この法律案というものは、野菜についての総合的な基本法的な性格を持つべきではないかという気がする。単に生産、出荷ではなくて、流通から小売り過程までの全過程に関する法律であるべきではないかという気がする。と申しますのは、一般に日本の生産物はそうでございますけれども、ことに野菜につきましては、生産者価格と小売り価格との間に非常に大きな開きがある。これは東京都でございすが、経済企画庁の野菜についての価格追跡調査、価格をずっとトレースして、どこでどう上がったかという追跡調査によりまして、小売り価格が一〇〇の場合に、生産者価格は四〇というふうになっている。すなわち、生産者が大根なら大根を

四十円でつくると、それが小売り価格の場合には百円になっているというように、しかもその中で、小売り段階の利益というものが大体そのうち三〇というふうになっているわけですが、そうすると、百円の野菜というものが、生産者の手取りは四十円で、小売り店の八百屋さんの手取りは三十円になっている。それ以外に、運賃とか包装とか、あるいは団体の手数料等ありますけれども、とにかく生産者の価格と小売り価格との間の開きが非常に大きい。これが私は物価政策の問題の中心の一つであるべきだと思つておる。したがつて、たとえば千葉とか埼玉あたりで白菜がたつたやうになつて、東京へ持つてくるのはばからしいというところで、お百姓さんは捨てる。それだけ白菜が暴落したにかかわらず、東京の八百屋さんの野菜は必ずしも下がつていないというところに、私は野菜の物価政策の大きな問題点があるだろうと思つておる。

それで、この点につきまして質問を繰り返しますが、この法律の体系から申しますと、生産と出荷について限られたことは、今日の段階ではやむを得ませんけれども、さらに進んで流通過程から小売りの問題につきまして、やはりこれに触れなかつたならば、いわば画龍点睛を欠くと思つておる。ほんとうにかゆいところへ手が届くという点にならないのじやないかと思つておる。この点につきまして農林省としての御意見は何かございしますか。

○小林(蔵)政府委員 お説のように、生産者価格と消費者価格との間に相当の開きがあるというところは事実でございます。これは時によつていろいろ違つておるわけでございますけれども、場合によつては一〇〇に対して二〇というふうにもありますし、非常に野菜が不足いたします場合は、一〇〇に対して六〇というふうなときもあります。また品目によつてもいろいろ価格の差があるわけでございますが、どうもいろいろ分析していきますと、この卸売り市場から小売り市場までの間の経費というものは、最近人件費が上がつておりまして、上

昇はいたしておりますけれども、比較的固定的でございます。したがつていまして、その卸売り市場の価格が非常に変動することが消費者価格の変動に通じておるというところがございます。したがつて、本法案におきましては、生産、出荷の安定という点、卸売り市場までの点を規定しておるわけでございます。それによりまして卸売り市場に對します生産、出荷が安定いたしますれば、消費者価格も安定するのではないかと考へる方立つておるわけでございます。もつとも、最近の情勢をいたしまして、非常に人件費等も高騰いたしましたので、流通各段階におきまして非常にその経費が増高しておるということも事実でございます。したがつていまして、その点につきましての改善ということは行なわなければならない点だとは存じます。この点につきましては、単に野菜だけでございまして、生鮮食料一般の問題でございまして、その観点から農林省としても鋭意改善に努力しておる次第でございます。

○館林委員 日本の物価安定対策の一番の勘どころの一つは、いま申し上げましたように、私は、流通段階から小売り段階、これをどうして合理化するかというところに重点を置かれなくてはならないという感じがいたすわけでありまして、やはり日本の特殊な社会機構から、流通段階というものは、過剰労働力の掃き捨てる場所というが、吸取場所というふうになつておるわけです。しかし、日本の経済がますます成長いたしますし、完全雇用の段階に漸次近づいていくことは申すまでもないと思つておる。さうなわけでは、流通過程を合理化するには一番ふさわしい条件が整えられつつあるというところが言えるだろうと思つておる。そんな意味で、農林省としては、当然生産、出荷の過程について正面から取り組むと同時に、どうしてもこれから先は流通段階にも取り組んでもらいたい。やはり農林省というものは、ややとすれば生産というものがどうしても中心に置かれてくる。しかし、今後は、生産はもろろん中心であつて、増産をやらなければいけませんけれども、同時に、流通とか加工段階に相当のウェイトを置く農林行政が非常に必要だという感じが私はするわけなんです。さうな立場から、実は一昨年農林省から提出されて、去年とうとう参議院によつて握りつぶしになりました食料品総合小売市場管理会法案というものがあつたけれども、私はあれにちよつと関係いたしましたけれども、私はあの中身が必ずしも悪いとは思われない。ただ、管理会法なんという名前そのものがいかにも悪い。政治家とかそれから庶民の感覚からいへば、管理ということはどういふやがられるものではない。そして東京でちよつとばね場所、わずか数十カ所の総合小売り市場をつくつて、それを管理するのには管理会という大きな組織をつくるというところは、実はこつけない感じが私は内心いたしておつたのです。またスパー法案だと略称で言われておつた。スパーというところは、小売り業者としては一番毛ざらいすることばなんです。そんなことで、管理会という名前とかスパーという名前でも、あの法律が非難された大半の原因があるだろうと私は思つておる。しかし、実態としてはあれは悪くないと思つておる。したがつていまして、法律でだんだんびらを振つてやらないで、補助金だけどもん出出して、総合小売り市場をやればよいわけです。そこでモデル的な、模範的な小売り市場を開く。そういたしますと、そこで他の小売り店はこの模範的なものをまねしながら、漸次小売りというものが合理化されてまいらうし、またそこに消費者が出入りして、消費者の立場からいへば、なるほどかやうなところで買つのが一番合理的な消費生活だということとがわかつてきて、いわば消費者の生活も合理化できるだろうと思つておる。そんなことで、あの法律が否決され、成立しなかつたことは私は残念でございますけれども、本質的な考え方は、あの問題は私は正しいと思つておる。あんなものをひとつ今後再現して、補助金だけの政策としてやられる意思があられますかどうか。この問題につきまして、これは農芸局長ではなくて、経済局長でございまして、経済局長の出席は私は要

らぬと申しましたけれども、もし御意見があらま
したならば、園芸局長あるいは仮谷さんから御答
弁いただきたいと思ひます。

○仮谷政府委員 小売り価格が農家手取りの三倍
から四倍になつてゐる事実は確かであります。こ
れは時期的にもいろいろ関係しますし、価格にも
いろいろよるのであります。やはりそういう実
態はあるわけでありまして、おっしゃるとおり
に、流通過程というものに大きなメスを入れてい
かなければ、根本的な物価対策にならないとい
うことは御意見のとおりだと私も考えておりま
す。したがひまして、この問題については、先ほ
ど局長からお話し申し上げましたように、近代
化計画に基づきまして、たとえば選果とか荷づく
りあるいは大口出荷とか規格とかいったような、
そういう生産出荷体制を十分に整へていって、い
わゆる荷づくり経費とか運賃とか、そういうもの
はできるだけ合理化していくということが必要で
あると同時に、さらに市場の整備を考え、あるい
は取引の改善を考えていくといったことにも大き
な努力をしなければならぬことは当然でありま
す。

と消費都市とが十分にそういった面の連絡をとり
合つて、そしてこの総合的な小売り問題の解決に
努力をしていく、そういう方向で当然進むべきで
はないかという考え方を私も持ち、そういう方
面に努力を進めてまいりたい、かように存じてお
ります。

○館林委員 生産、出荷の面も非常に大事でござ
いますけれども、流通小売りの段階につきまし
て、ぜひひとつ大きなウェイトを置いていただき
たいことを特に希望する次第であります。

次に、今度の法律の大体の構想につきまして、
一つの意見がありますが、それは、今度の法律案
の中では、指定野菜を指定産地から農協という出
荷機関を通じて出荷させるということが大体のス
ケールのようでございます。そうすると、六品目
の野菜を五百二十の指定産地から四つの消費地域
に農協の機関を通じて送るということございま
す。そういったと、それが野菜の全体の需要
量のどれくらいかと申しますと、資料を拜見する
と、大体七五〇だといふ。私は、七五〇がこの法
律案の対象になるということ、非常に意義は大
きいと思ふのであります。そんな意味で、七五〇
の価格の安定が成功いたしましたら、私は、その
意義は非常に大きいということは認めざるを得な
いのでございまして。ただしかし、野菜については
少し性格が違ふのではないかと気がする。先
ほども申し上げましたように、野菜は季節的に非
常に敏感であり、また天候の良、不良によつて非
常に影響される。経済企画庁の調べによります
と、野菜の入荷量がかりに一〇%変化するという場
合には、わずかの一〇%の変化だから直ちに価格に
おいても一〇%の変化があるかといふと、そうじゃ
ない。入荷量が一〇%だつたら、野菜の消費者価格
は二・三%の変化をするといふ。すなわち、わず
かの入荷量のちよつとした違いによつて、価格の
ほうは、びんと大きくはね上がった急落するとい
ふのが野菜の性格なんですね。ことに野菜の入
荷量が一〇%はおろか、三〇%、五〇%減つたといふこ
とになりますと、価格が三〇%、五〇%ふえるのでは
なくて、一〇%も二〇%もふえているといふのが
今日の実情なんです。まるでじんましんにかか
つたやうなもので、びんと敏感に響いてくる一種の
異常体質のやうなものが野菜だといふやうな感じ
がいたします。そうなつてくると、七五〇だけに
限つて、これだけ成功したらいいのだといふだけ
では、私は必ずしも割り切れないという感じがす
る。それだけでいいのだろうかという感じがする
わけです。

それで、私は意見がある。とにかく、たとえば
六品目の指定野菜だけに限るといふだけの政策で
いいかどうかといふことです。六品目以外で、た
えばその次に大きな出荷量になつてゐるのは、
ニンジンとかパレイシヨのごときはその次に非常
に大きな出荷量を示している。あるいは最近では外
国野菜のレタスとかピーマンといふのが非常に大
きな出荷量を示している。そうすると、六品目だ
けでわが事終つたかと思へただけでいいだろうか。
先ほど申し上げましたように、ちよつとした
入荷量の変動によつて価格がぐつと違つてくると
いふことを考えますと、六品目以外のものが減つ
た、ふえたといふことによつて、全体の野菜の価
格に大きな影響を与へやしないかといふことを考
えざるを得ないわけでありまして。

かどうか。この二つのところをお伺ひしたい。
とにかく七五〇までござつたといふことは、
それが成功いたしましたら、非常に成功だと思
ひます。しかし、野菜の場合には、七五〇がよくいき
まして、その他の分子の影響によつて非常に敏
感な影響をするといふことは、いま申し上げたと
おりでございまして、七五〇だけに満足する政
策だけでは、必ずしも物価政策といふものは満足
できないのではないかと。したがつて、もつと指定
野菜の範囲と指定生産の範囲を広げることが
が、今後の政策としては非常に必要ではないかと
いふことを私考えますが、この点についての御意
見はいかがでございましょうか。

○小林(誠)政府委員 お説のとおり、この六品目
に限りまして本年度の予算は計上してございま
す。ところが、ニンジンでありますとか、あるいは
は長ネギでございまして、これに続く重要なもの
がございまして。そういうものにつきましては、
将来は対象をふやまして、消費生活の安定に資
したいと考えておるわけでございますが、その年
次計画等は、まだ予算編成をいたしておりません
ので、その点についての具体的な計画はいま持ち
合せていないわけでございます。

また、五百産地ということでございますが、こ
れにつきましても、当然、対象品目がふえますと
ば、その産地の数もこれをふやしていかなければ
ならぬといふふうに考えておる次第でございまし
て、やはりその点につきましては、今後の消費の
動向といふものをにらみながら、逐次その対象品
目をふやし、あるいは産地の数をふやしていくと
いふ方法で進みたいといふふうに考えておる次第
でございます。

第二点といたしましては、さつきも局長さん言
われましたように、いままでの指定が百九十八カ
所だつたのを五百二十カ所にふやされる。私は非
常に賛成だと思ふのです。しかし、五百二十カ所
だつたら、もつと財政的にも許されたららんどん
ふやされたららんどか。とにかく来年度までに五百
二十カ所指定して、それに限られるおつもりなの

かどうか。この二つのところをお伺ひしたい。
とにかく七五〇までござつたといふことは、
それが成功いたしましたら、非常に成功だと思
ひます。しかし、野菜の場合には、七五〇がよくいき
まして、その他の分子の影響によつて非常に敏
感な影響をするといふことは、いま申し上げたと
おりでございまして、七五〇だけに満足する政
策だけでは、必ずしも物価政策といふものは満足
できないのではないかと。したがつて、もつと指定
野菜の範囲と指定生産の範囲を広げることが
が、今後の政策としては非常に必要ではないかと
いふことを私考えますが、この点についての御意
見はいかがでございましょうか。

さらに一步進めまして、小売り段階において、
いまおっしゃつたように、これを改善していくこ
とは当然の問題かと思ふのでありまして、したが
いまして、昨年あの総合的な小売り店と申しま
すか、あの趣旨については、私も積極的に進め
るべきだと思つておりますが、ただ、それが十分
にPRも足りなかつたと申しますか、説明不足と
申しますか、そういうことであつたといふに終
つたといふことは、まことに残念なことだと思
ふのであります。ただし、この問題は、生産体
制といふものがいわゆる生産界において相当積極
的に考えられると同時に、小売り問題は、消費都市
においても相当積極的に考えてみるべきじゃない
か、こういうふうに考えます。そういう意味にお
いて、たとえば東京を例にとるならば、東京都自
体でもこの問題には積極的に乗り出すべきじゃな
いか。そういうような点を考えますと、やはり国

と消費都市とが十分にそういった面の連絡をとり
合つて、そしてこの総合的な小売り問題の解決に
努力をしていく、そういう方向で当然進むべきで
はないかという考え方を私も持ち、そういう方
面に努力を進めてまいりたい、かように存じてお
ります。

と消費都市とが十分にそういった面の連絡をとり
合つて、そしてこの総合的な小売り問題の解決に
努力をしていく、そういう方向で当然進むべきで
はないかという考え方を私も持ち、そういう方
面に努力を進めてまいりたい、かように存じてお
ります。

と消費都市とが十分にそういった面の連絡をとり
合つて、そしてこの総合的な小売り問題の解決に
努力をしていく、そういう方向で当然進むべきで
はないかという考え方を私も持ち、そういう方
面に努力を進めてまいりたい、かように存じてお
ります。

の決意がなかったら私はよくいがないだろうと思ふ。それだから、たとえばニンジン、パレイシをふやすには、それに予算が伴うというぐらゐの重要さではないだろう。もしもニンジン、パレイシを追加することによって野菜の安定というものが期せられるということだったら、私は幾ら金を出してもいいという気がいたします。それだから、予算なんかあまり拘泥されなくて、私は、もっと積極的にこの範囲の拡大については取り組むべきだと思ひますけれども、いかがでございますでしょうか。

○飯谷政府委員 お説のとおりであります。ただ、六品目だけに限って、あとをどうするかという問題でございますが、六品目で大体七五%程度を占めておられますが、これが大衆野菜としてほとんど大部分消費されておる状態です。大衆野菜の品目を聞いてみますと、百二十品目ぐらいある。あと二五%がその他ということになってきますと、大体六品目の野菜の動向というものが価格を決定するのじゃないかということで、一応六品目を取り上げたわけでありまして、ただ、ニンジンとかジャガイモといったものを当然考えなければならぬ時期がくると思うのでありまして、これは決して予算という問題ではなくして、いま六品目を出発して、今後の動向を見てさらに指定追加していく、こういう考え方で、決して予算というものを考えて六品目にしほつたという考え方はありません。

先ほど局長言ひ残しましたが、指定産地をもう少しふやすべきじゃないかという御意見、これは本年度百十二をふやして三百十地域、四十二年度さらにふやして約五百地域を指定しようということでありまして、これは単に指定するだけでなくて、指定すれば、さらに集団産地としての生産体制をつくり上げていかなければなりませんから、これはその県、その地区とも十分連絡をとりながら、充実したものををつくり上げていくという点で、ただ一挙に数をふやすという点については、いまのところ、私もそのみにこだわって

はならないという考え方を持っております。十分充実して、その上に今後の動向を見てさらに考へていく、こういう考え方を持っております。

○館林委員 野菜の指定品目の増大につきましては、ぜひひとつ、さういう意味で弾力的にやつていただきたいと思います。それから、もちろん指定産地につきましても、準備を整えない、また条件も整わないのによやせという意味では何もないので、今後として、私は次に申し上げますように、消費地域の拡大と相応じまして、当然ふやしていただかないとちやいかな点があるだろう、そんな意味で申し上げておるわけでありまして、この点につきましても御考慮いただきたいと思ひます。

そこで、いま申し上げました次の問題でございますが、指定消費地域というものは四地区に限られていて、京浜と名古屋と阪神と北九州、それはもちろん日本の動脈の中心でございますから、四地域の野菜の消費地物の安定ということが成功いたしますと、これは非常に大きいと思う。他の地域に及ぼす波及効果も非常に大きいことが言えるというふうな感じがいたします。今日、もちろん野菜の価格というものは非常に平準化されていく。いなかだから野菜が安いということは言えないような感じがする。高物価のままで平準化されているということが今日の実情だと思ひます。高く買っているところに野菜がどんどん流れていくというふうなことで今日まできているわけですが、そんな立場から考えると、一応四大消費地域だけでなくさういふところ、一応四大消費地域だけでなくさういふところ、それはおかしいじゃないかと、もつと拡張すべきではないかという気がいたします。

たとえば飯谷さんの四国あるいは中国、北陸、東北、北海道、こんなところは、野菜の生産出荷安定法の対象には全然触れていないわけですね。しかし、中国とか四国、北海道、東北、北陸あたりにしても、野菜の値段が高いので悩んでいることは事実なんです。そうしますと、やはり重点は四大

消費地域に置かれなければならないことは当然でありますけれども、私は、四大消費地域というものをもつと拡大するということが非常に必要じゃないかという気がいたしますが、この点について、次官あるいは局長の御意見はいかがでございますか。

○小林(誠)政府委員 いまの予定では、指定消費地域は、お話のように四大消費地域に限る予定で作業を進めておるわけでありまして、なぜ四大消費地域に限るか申しますと、これは非常に人口の集中度が高く、しかもそこに入つてまいります野菜というものの相当大きな部分が、旅荷といひますか、遠距離からの輸送、その県内あるいはその地域内で生産されるものではなくて、他の県から搬入されるものが多いわけでございます。また、そういう関係上、その四大消費地域で形成された価格というものが、その他の市場の価格を指導しているといひますが、引きつづいていこうという関係もございまして、したがういひまして、その量から申しますと、大体この四大消費地域の中央卸売市場あるいはその類似市場というものを含めると、約三百万トンくらいは量になるわけでございます。三百万トンと申しますと、大体売られている野菜が八百万トンくらいだと思ひますので、その中の三百万トンで、非常に大きなウエートを占めている。したがういひまして、そこを対象にやうていきたいというふうな考へておるわけでございます。その他の地域につきましても、その供給が大体自県産の中で行なわれていくというものが多くわけでありまして、そういう意味におきまして、当然その地域の野菜農家の振興あるいはその県の消費の問題というところで解決できる面も多いだろうと思ひますが、なお今後、その点につきましても十分検討の上、将来の方向につきましても十分検討したいというふうにいひま考へておる次第でございます。

○館林委員 この非常に有意義な安定法案の恩恵を受けるのは四大地域だけということにつきましては、私何となく割り切れないものがあるわけ

です。すでに、先ほど二番初めに申し上げましたように、各県で自主的に生産者補給金を渡している制度を持っていますところが三十四県あるということをお考えすると、四大地域以外でも、野菜の価格の安定を非常に切望しているのじゃないかというふうな気がいたすわけですね。ことに交通が非常に便利になつて、輸送が便利になつて、高物価の形で全国平準化しているといひま申し上げたとおりです。一応これでやられるにいたしました。でも、今後としてはなるべくこの地域を広げていただく。できましたら、人口五万以上の都市が二百八十くらいあるそうですが、全部にそれを適用する。あるいはそれができなかったら、中央卸売市場の設置が認められている十五万以上の都市くらいは、思い切つて漸進的にこれをするといひまの希望でございます。

それで、時間がありませんから、簡単にあと一、二の問題を質問したいと思ひますが、次に、野菜指定産地の指定の要件でございます。この法律の中では、四条の二項に、作付面積その他いろいろの条件があるようでございますが、何か参考書を見ますと、カンランについては五十ヘクタールとか、トマト、キュウリは三十ヘクタールというふうな作付面積の制限があるといひまことでございます。これにつきましても、私は次のような考へを持っております。たとえば、よく草地の造成をやれと盛んに奨励されておる。しかし、やはり補助の採択基準といひま、許可の基準といひま、そういうものが、草地なんかについては非常にたくさんあるもの、三十町歩、五十町歩要求されておる。土地改良についても、最小限二十町歩が補助の対象になつておる。あるいは構造改善についても、相当広い面積、十町歩、二十町歩というふうなこと、そんな採択基準から考えますと、山村あたりの非常に行き詰まつておるところは、ほとんどそんな恩典に浴することができないといひま、よいな感じがいたすのであります。やはり霞ヶ関の農林省にいたり、あるいは国会のこの場にいま

す、五十町歩とか百町歩と一言で言いますけれども、現地に行つて、その五十町歩、百町歩というものがいかに広いものであるか、あるいは五十町歩、百町歩というものを一括して求めるということがいかに困難であるかということを私ども非常に如実に感じるわけでありました。だから、ぜひ私がお願したいことは、野菜指定産地の指定の要件というもののうちの基準、そんなものについてはなるといふあたりで厳格にやっていたらだいたくなく、なるべく地元が希望するならばそれを入れてやろうというような気持ちで、要件、基準をきめていただくということをお願いしたいのでございまして、局長のこれに対する御意見はいかがでしょう。

○小林(誠)政府委員 指定産地の指定基準の場合の作付面積の問題でございまして、これは土地改良の採択基準とは多少異なっております。土地改良の採択基準でございまして、団地としてまとまっていなければならないということがあるわけでございます。しかし、この野菜の指定産地の場合の要件の作付面積というのは、それが団地としてそこにとまていてあるということを必ずしも要件としていたしておりません。したがって、数カ町村にまたがって行なわれる場合が多いわけでございます。そういう意味におきまして、特にこの土地改良の採択基準とは比較はできないと思ひますけれども、この作付面積その他の点につきましては、これは今後その実情に合うように、十分これは弾力的に検討したいというふうに考えておる次第でございまして。

○館林委員 もちろん、土地改良の採択基準と違ふことは私としてもわかつているわけですが、ただ、私が言いましたことは、採択基準とか要件をきめる場合に、三十町歩とか五十町歩ということを中心として、三町歩とか五町歩というところの危険性を私は特に言いたいのです。実際三十町歩、五十町歩というところ、決して小さいものではないのです。現場に行つてみると、非常に広いのです。それだから、県庁とか農協とか市町村でも、

その場所の選定ということについて非常に苦労しておるわけなんです。役所のほうで簡単に基準を紙の上で定められることが、それを実施する過程においては非常にむずかしいということをひとつ考へていただいて、指定基準をきめていただくというところを私はお願いしたいわけでありまして。

それで、その次の問題は、生産出荷近代化計画の問題でございまして。私は先ほど言いましたように、この法律の中で、この近代化計画というものは非常に重要性を持つておると思う。もちろん、それは計画が重要でなくて、計画に基づいて実施される場合には非常に重要だという意味なんです。と申しますのは、この法律の五十九条で、出荷について大臣、知事が勧告することができるといふ規定があります。しかし、出荷については勧告の規定がありますけれども、生産については勧告とかそれに似た規定というものは何もない。そうすると、生産面をどうして刺激するかというところ、生産を刺激する要素としては、価格が暴落したときに、保証価格と実際の価格の差額として生産者補給金をやるという規定があるだけなんです。それだけでははたして十分に生産を刺激することができるといふことについて、私は疑問を持つております。だから、むしろ生産を刺激するという観点からいいますと、生産出荷近代化計画の完全な実施ということこそ、私は大きな生産の刺激になりはしないかということをお願いしたいのです。そんな意味で、生産出荷近代化計画というものがこの法律の中で持つてある意義は非常に大きいというのはその点なんです。そういたしますと、生産出荷の近代化の推進といたしましては、いまだききました資料によりますと、近代化の施設としては、七十五カ所で一億四千万円、それから基盤整備としては、やはり七十五カ所で一億七千二百万円を計上しておられる。そして土地改良とか、作付地の集団化とか、農作業の機械化とか、その他各種の共同化を行なうということがあるわけなんです。私は、このねらいとか構想というのは非常にいいと思ひますけれども、はたして三億

一千万くらいのおつかな金で十分に目的が達するかという問題。たとえば農地局の予算のときは、ことしの農林予算全体が四百五十億ありますが、そのうちで二千億は農地局の予算、土地改良とか基盤整備というものの予算として注がれておる。そうすると、野菜の出荷近代化のための基盤整備としてわずか一億七千二百万円しか組んでないというふうなことに、実は私はちよつとこたわりを感じるのです。それで、もちろん、予算もきまつたときですから、ことしはどうもいきませんけれども、私は、生産出荷近代化計画というものは、この法律の持つてある意義が非常に大きいのでございまして、ひとつこれにずっと予算的なウエイトを置かれることが非常に必要じゃないかというところを特に強調したいのですけれども、この点につきましても局長あるいは次官の御意見はいかがでございましょう。

○小林(誠)政府委員 お説のとおり、今年度の野菜対策の経費でございまして、これは六億三千万円、農地局計上分を入れて八億四千万程度でございまして。これは本年度計画を立てまして、その承認をいたしまして、さらにそれを事業の実施に移すというところは、予算のたてまえといたしまして、なかなか早急には実施できない。この七十五産地については、三カ年計画でこれを実施するというところで、三、四、三で実施するという計画を立てておりました。その三分を計上してあるわけでありまして。したがって、七十五産地で三億何がしという予算でございまして、将来その予算の増額、補助の増額ということとは当然行なわれるわけでございます。今後私たちが、この法律に基づきます生産出荷近代化計画が軌道に乗りますれば、それにつきましても予算の裏づけをいたしましては十分努力したいというふうな考へておる次第でございまして。

○館林委員 くだしく申し上げますが、私は生産を刺激するというのが非常に大きな問題だと思ひますが、それをやるには、単に生産者補給金というだけでは足りない。法律の条文の構成からいっ

ても、生産者補給金のことが一番条文に多いのですけれども、重点は、むしろ生産出荷近代化計画が充実するというところに私はあるだろうと思ひます。ぜひそんな意味で、せっかくなので構想を立てられたわけですから、この内容の充実につきましてもお一その御努力をお願いしたいというところでございます。

それで、最後に、あと二点だけ御質問申し上げたいと思ひますが、全体としてこの法律案を考へてみますと、第一は、大臣が必要の見通しをやる、そして大臣が指定消費地域とか指定野菜とか指定産地の指定をやる、それから知事がいまして上げました生活出荷近代化計画というものを樹立される、それから最後に、野菜生産出荷安定資金協会が生産者補給金を支出する、これが全体の法律の体系になつていくわけですが、いかにも体系化されて整然としていくようでございますけれども、冷静に考へてみますと、何となくどこかすんでいくという感じがする。大事なところが一本抜けているのじゃないかという感じがいたします。ほんとうにこれは失礼でありますけれども、そんな感じを免れることができない。はたしてこの法律によつて一番重要な政治問題であります野菜の生産、出荷の安定が期せられるかどうかというところについては、私はほんとうに与党の立場から心配しているわけなんです。はたしてこれでいだらうか。そんなことから考へますと、どこに一本くぎが欠けているかというところ、私のしろうと意見では次のような点なんです。

それは、やはりそれだけの体系の中でこれを強力に推進する一つの機関というのか、そんな力というものをいれることが必要じゃないかということなんです。実際、いまこの法律だけの立場から申しますと、生産数量も予定どおりいくかどうか、出荷数量も予定どおりいくかどうかというところになります。私はなかなかあつちやないと思ひます。野菜農家というものは五百六十六万農家のうちで二四％もある。しかし、それは全体としては非常に零細経営であつて、何か平均すると七反四畝と

いうのです。そんな零細農家がつくった野菜について、目先ですぐでできたものを売らなくちゃいけないという場合に、はたして生産、出荷の軌道に乗っていきけるかどうかというところについては、私は非常に疑問を持たざるを得ない。ところが、現在では、そんなものを強力に推進する役割として、一応しめてあげると、農林省の指導下にあります。全国の青果物の流通改善協会というものがある。それから農政局ごとには地域の流通改善協議会というものがある。また県ごとには青果物の出荷調整協議会というものがある。それでやっていっているわけですが、そんなものが当然流通改善とか出荷調整の強力な機関であるべきにもかかわらず、それが単に情報交換だけの機関になっているというような気がいたします。それだから、さような既存の機関にほんとうの筋金を入れて、この法律全体を強引に押しまくるような力を与えることができないかどうか。これは私はしろうとだからよくわからない。あるいはまたこれを推進するための一つの別の強力な機関が必要じゃないかという感じがするわけです。とにかく私の感じとしては、この法律自体はいかにも整然としているようにだけれども、どこかかさんでいて、一本くぎが抜けている。それに魂を入れて強力に推進される活力を与えるにはどうしたらいいかということについては、私は案がない。ただ、これについては、私の率直な意見として、何となくかすんで見えるが、これでいいだろうという問題と投げかけて、ひとつ局長の御意見を承りたいと思う。

○小林(誠)政府委員 この野菜の問題は非常にむずかしい問題でございます。したがって、この法律ができたからといって、すぐ野菜問題が解決するといふふうにはわれわれは考えていないのでございます。この法律にも、農協等によって設立します資金協会というところに、随所に農業協同組合が出てくるわけでございます。この農民の自主的な共同組織というものが野菜の生産、出荷の安定に果たすべき役割りは非常に大きいと考え

ておりまして、私たちは、そういう農家の皆さん方がつくっておられます団体の自主的な活動というものに對しまして、いま非常な期待を寄せておるわけでございます。それに對しまして国としてはこれだけのお手伝いをする。両々相まかせにと、この法案の成果というものはなかなか出てまいりませんので、率直のところ、館林委員のおっしゃいましたように、この法案ですべてが解決するということは毛頭考えていない次第でございます。

○館林委員 率直な御意見を承りましたが、私も全く同感でございます。ただ、とにかく物価政策そのものを振り返ってみますと、過去六、七年政府は全力をあげて物価政策に取り組んできたけれども、なかなか成功しない。やはりこれは当面の表面的な、皮相的な政策ではどうしても乗り切れない構造的な問題になっているわけなんです。

そんな意味で、私は、この法律案はたくさん欠点を持っておりまうけれども、とにかく野菜政策についての一歩前進だということではもうはつきり言えると思うのです。そんな意味で、私の最後にお願したいことは、これにはいろいろ欠点がある。しかし、とにかくやらないよりも私は非常に前進だと思ふのです。それだから、ごんごんこれをやっていただいて、もしもその間にいろいろ欠陥がありましたら、ごんごんためていただく。また追加しなければならぬ点があったら、ごんごん気軽に追加していただく。いわゆるトライアル・アンド・エラー、とにかくトライアルすることが一番大事だ。あくまでも欠陥をごんごんためていただいて、完ぺきな野菜対策をつくっていただくことをお願いいたします。そんな意味で、一里塚としてこの法律案の存在価値があるといふことで、私は賛成いたします。賛成の討論に入るのはまだ早いのでありますが、これで一応私の質問は終わります。

○中川委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時一分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

第三十一号中正誤

ベ 段 行 誤 正
二 二 六 係るものを除 該当するものを
セ 二 三 除く。第三項 除く。第三項